

島根県電子調達システム（資格申請システム）による
測量、建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請の手引き
（個別編）

【令和7～8年度定期申請用】

令和6年10月版

邑南町役場 資産経営課

【問い合わせ先】

〒696-0192 島根県邑智郡邑南町矢上 6000 番地
邑南町役場 資産経営課 入札係
電話：0855-95-1140 ファクシミリ：0855-95-2351

【システム操作に関するヘルプデスク】※電子調達システム（電子入札システム）と共通
電子調達システムヘルプデスク（島根県庁内）
電話：0852-25-6701（受付時間：県庁開庁日 9:00～17:00）

目次

はじめに.....	- 3 -
1 申請書類の一覧.....	- 3 -
2 申請書類の提出方法.....	- 4 -
3 申請書類の提出期間.....	- 4 -
4 申請書類の提出場所.....	- 4 -
5 申請資格について.....	- 4 -
6 資格の有効期間.....	- 5 -
7 「邑南町税」の納税証明について.....	- 5 -
8 申請書の記入要領.....	- 5 -
9 申請書の添付書類.....	- 8 -

はじめに

この手引きは、島根県と県内16市町が共同開発、共同運営を行う「資格申請システム」を利用したインターネットからの電子申請受付を前提に、令和7～8年度測量、建設コンサルタント業務、地質調査、補償コンサルタント業務、建築コンサルタント業務等の入札参加資格申請において、邑南町への申請に必要な資格、邑南町に申請できる工事の種別、邑南町の個別審査に必要な個別添付資料について記述しています。この手引きのほか、以下の①～③の書類を確認のうえ、「資格申請システム」により申請を行ってください。

【この手引きの他に確認する資料】

- 島根県電子調達システム（資格申請システム）による測量、建設コンサルタント業務等入札参加資格申請の手引き
 - ① 共通編【令和7～8年度定期申請用】
 - ② 操作マニュアル編【令和7～8年度定期申請用】
 - ③ 技術者情報・個別情報画面編【令和7～8年度定期申請用】

1 申請書類の一覧

添付書類には、共通審査団体へ提出する共通添付書類と、邑南町へ提出する個別添付書類があります（①「手引き（共通編）」参照）。

システムからそれぞれの書類送付票と提出先が印刷されますので、書類内容と送付先を確認のうえ提出してください。なお、共通添付書類と個別添付書類の送付先が同じ自治体の場合であっても、審査の都合上、封筒を別にしてお送りください。

邑南町への提出書類についても提出漏れの無いよう確認のうえ、持参、郵便または信書便（消印（発送日）があるもの）により提出してください。

- (1) 共通審査団体提出分（※上記①～③を参照）
- (2) 邑南町個別添付書類（※下記の一覧表を参照）

申請に必要な書類の一覧表（町内＝町内建設業者、町外＝町外建設業者の略）

番号	名称	町内	町外	備考
1	個別添付書類送付票(添付書類の□にレ点)	○	○	資格申請システムより出力されたものが『入札参加資格審査申請書』の代わりとなります。
2	「入力内容確認画面」画面印刷	○	○	
3	入札参加資格審査申請書(様式第1号(2/3))	○	○	様式の項目(登録を受けている事業一覧、希望業務、有資格技術者数等、職員数)を記入
4	入札参加資格審査申請書(様式第1号(3/3))	○	○	
5	委任状	△	△	入札及び契約に関する委任がある場合のみ
6	営業に関し法律上必要とされる登録に関する証明書(写)	○	○	技術士法、測量法、建築士法、建設士法、電気通信事業法、司法書士法ほか
7	営業所一覧表	○	△	資格申請システムに添付したもの 従たる営業所(本社以外の営業所)がある場合のみ
8	測量等実績調書	○	○	資格申請システムに添付したもの
9	技術者経歴書	△	△	補償コンサルタント業務以外の業務を申請する場合のみ
10	補償コンサルタント業務に関する調書	△	△	補償コンサルタント業務を申請する場合のみ
11	建築コンサルタント業務に関する調書	△	△	建築コンサルタント業務を申請する場合のみ
12	CPD取得単位数確認資料	△	△	建築コンサルタント業務を申請する場合のみ
13	滞納がない証明(原本)又は法人等設立(設置)届の受付印が押印されたもの(写)	○	△	町内に本店・支店・営業所がある者又は町内に法人を設立した者、支店・営業所等を開設した者
14	消費税及び地方消費税の納税証明書(写し可)	△	△	納税業者のみ納税証明書「その3」を提出

15	【法人】登記事項証明書(写し可) 【個人】本籍地発行の代表者身分証明書	○	○	証明年月日が申請日の3か月前の日以降のもの
16	財務諸表類(直前1年間の営業年度分)	○	○	申請者自ら作成している財務諸表(決算報告書) 個人にあつてはこれらに類する書類

<備考>

- ・○は必須、△は備考欄に該当する場合のみ必要です。
- ・申請書類の提出部数は1部です。
- ・添付書類は邑南町様式またはシステム共通様式により提出してください。
- ・申請書類は上記番号順に綴じてください。
- ・紙のA4版ファイルに綴じ込みのうえ表紙及び背表紙に会社名を記入して提出してください。

2 申請書類の提出方法

持参、郵便または信書便（消印（発送日）があるもの）により提出してください。

なお、申請書類の過不足等を受付時に確認しますので、できるだけ持参により提出してください。

3 申請書類の提出期間

令和6年11月1日（金）から令和7年1月16日（木）まで毎日（土、日、祝日を除く）受付を行います。

4 申請書類の提出場所

〒696-0192 島根県邑智郡邑南町矢上 6000 番地 邑南町役場 2階 資産経営課 入札係

5 申請資格について

地方自治法施行令第167条の4（下記参照）に該当する者又は次のいずれかに該当する者は入札参加資格審査を申請することはできません。

また、申請書類の重要な事実について虚偽の記載を行った者の資格については、認定後であっても取り消すことがあります。

なお、邑南町から指名停止措置を受けている者も申請書類の提出はできますが、資格の認定後も指名停止措置の効力は継続します。

- ①測量業務を申請する者で、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていない者
- ②建築関係建設コンサルタント業務のうち建築一般業務を申請する者で、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていない者。
- ③邑南町の町税の滞納が有る者。
- ④消費税及び地方消費税の滞納が有る者。
- ⑤暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者で、警察当局から邑南町へ邑南町が行う契約等からの暴力団排除措置要綱第3条第3項の通知があり、当該状態が継続している者。

【地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）抜粋】

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

6 資格の有効期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までです。

7 「邑南町税」の納税証明について

邑南町税について滞納がないこと、または納税義務がないことの証明書（写しは不可）で、入札参加資格審査申請日（以下「申請日」という。）前3か月以内に発行されたものを添付してください。

8 申請書の記入要領

測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書（様式第1号）

[11 登録を受けている事業一覧]

登録を受けている事業について、下表の区分による登録を受けている場合に、それぞれ該当する欄に以下の省略表記により登録番号及び登録年月日を記入してください。

なお、建築士事務所登録については、（1級・2級・木造）のうち該当するものを丸で囲み、また、省略表記はしないでください。

	<登録番号>		<省略表記>
測量業者	第(2)3456号	→	2-3456
建築士事務所	一級 第(3)456号	→	省略記号なし
建設コンサルタント	建01第2345号	→	1-2345
地質調査業者	質02第3456号	→	2-3456
補償コンサルタント	補03第4567号	→	3-4567

登録等の名称	内 容
測量業者	測量法第55条による登録を受けている場合
建築士事務所	建築士法第23条による登録を受けている場合
建設コンサルタント	建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第2条による登録を受けている場合
地質調査業者	地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)第2条による登録を受けている場合
補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)第2条による登録を受けている場合

[12 希望業務]

この[12 希望業務]に記載された内容から、「業務」についての資格審査の希望の有無が全て判定されます。作成に当たっては以下の記入要領を参照のうえ慎重に行ってください。

【記入の手順】

- ①資格審査を希望する業務（申請資格の無いものを除く）について、業務内容欄右隣の「希望」欄に、その業務が登録を受けているものである場合は「◎」を記入し、登録を受けていないものである場合は「○」を記入します。枠内が空欄の場合は希望しないものとみなされます。
- ②「官公庁実績」欄に、申請日直前3年の各営業年度のいずれかに国・地方公共団体等から直接

受注した実績が有る場合は、「○」を記入します。

③「直前2か年の年間平均実績高」欄に、申請日直前2年の各営業年度における実績高の平均を記入します。

④「直前1年間の邑南町からの受注高」欄に、申請日直前の営業年度に邑南町から直接受注した実績高を記入します。

⑤土木関係建設コンサルタント業務の「その他業務」を希望する場合は、「その他」欄にその内容を6項目以内で記入します。

なお、「その他業務」は、測量、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査、補償コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務のいずれにも該当しない計量証明業務、電算関係業務、計算業務、工事資料等の整理、経済調査、環境調査、交通量調査、水質大気等の分析・解析、遺跡調査等が対象となります。

※測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていない者は測量業務を、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていない者は建築関係建設コンサルタント業務のうち建築一般業務を、それぞれ申請することができません。

[13 有資格技術者数等]

申請日時点（業務の追加申請の場合は当初の新規申請時点）において、申請者と「直接的かつ恒常的な雇用関係（※）」にある技術者数を記入してください。（申請する業務以外の業務に関する資格でも構いません。）

また、同一技術者が複数の資格を有する場合（同一資格の1級と2級は除く）は、それぞれの資格に重複して計上して構いません。

なお、資格については資格一覧表を参照してください。

※「直接的かつ恒常的な雇用関係」にある技術者とは、当該技術者の氏名及び所属事業所名が記載されている健康保険被保険者証（写）、健康保険厚生年金標準報酬決定通知書（写）、雇用保険通知書（写）、住民税特別徴収税額通知書（写）等により「直接的かつ恒常的な雇用関係」にあることが証明できる者としてします。

<資格一覧表>（抜粋）

免許等の名称		有資格者
技術士	総合技術監理部門	技術士法(昭和58年法律第25号)による第2次試験のうち、技術部門を総合技術監理部門(選択科目を下記部門の選択科目(記載のない部門は全ての選択科目)とするもの)に限る。)に合格した者
	建設部門	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を建設部門(選択科目を「土質及び基礎」とするものを除く。)とするものに合格した者
	農業部門	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)とするものに合格した者
	森林部門	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)とするものに合格した者
	上下水道部門	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を上下水道部門とするものに合格した者
	電気・電子部門	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を電気・電子部門とするものに合格した者
	機械部門	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を機械部門とするものに合格した者
	地質調査	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を建設部門(選択科目を「土質及び基礎」とするものに限る。)又は応用理学部門(選択科目を「地質」とするものに限る。)とするものに合格した者
RCCM	(一社)建設コンサルタンツ協会の行うRCCM資格試験に合格し、登録を受けている者	
測量士(補)	測量法(昭和24年法律第188号)による測量士の登録を受けている者	
農業土木技術管理士	(公社)土地改良測量設計技術協会が実施する農業土木技術管理士試験に合格し登録を受けた者	
畑地かんがい技士	(一社)畑地農業振興会が認定した畑地かんがい技士	
林業技士	林業技士の登録(森林土木部門に限る)を受けた者であって森林土木部門の職務に12年以上従事した者	
水産工学技士	(一社)大日本水産会を代表とする水産工学技士養成講習を受け修了認定を受けた者	
技術士等と同等の能力を有する	①学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業後、建設、応用理学、農業、林業、水	

免許等の名称	有資格者
技術者	産及び水道部門に係る業務に関し 20 年以上の実務経験を有する者 ②学校教育法による高校(土木又は農業土木等)を卒業後、建設、応用理学、農業、林業、水産及び水道部門に係る業務に関し 22 年以上の実務経験を有する者 ③その他の者にあつては、建設、応用理学、農業、林業、水産及び水道部門に係る業務に関し 25 年以上の実務経験を有する者
1種下水道技術検定合格者 2種下水道技術検定合格者	下水道の設計、工事の監督管理に必要な技術を有する者として、地方共同法人日本下水道事業団が実施する技術認定に合格した者
一級建築士 二級建築士	建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士の免許を受けている者
建築積算士	建築生産過程における工事費の算定並びにこれに附帯する業務に関し、高度な専門知識及び技術を有する者として(公社)日本建築積算協会から認定を受けた者
建築設備士	建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第2条第5項の規定に基づく建築設備に関する知識及び技能に係る資格を有する者
地質調査技士	(一社)全国地質調査業協会連合会の行う資格検定試験に合格し、登録を受けている者
地すべり防止工事士	(一社)斜面防災対策技術協会の行う資格検定試験に合格し、登録を受けている者
一級土木施工管理技士(補) 二級土木施工管理技士(補)	建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)による技術検定に合格した者
環境計量士	計量法(平成4年法律第 51 号)による環境計量士の登録を受けている者
コンクリート診断士	(公社)日本コンクリート工学会の行う資格検定試験に合格し、登録を受けている者
土木構造診断士	(一社)日本鋼構造協会が行う試験に合格し、認定を受けている者
VEリーダー VEスペシャリスト	(公社)日本バリュー・エンジニアリングが行う認定試験に合格し、登録を受けている者
農業水利施設機能総合診断士	(一社)農用土木事業協会が行う認定試験に合格し、登録を受けている者
土木学会認定技術者	(公社)土木学会が行う試験に合格し、認定を受けている者
一級電気工事施工管理技士 二級電気工事施工管理技士 一級管工事施工管理技士 二級管工事施工管理技士 一級造園施工管理技士 二級造園施工管理技士	建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)による技術検定に合格した者
第一種電気主任技術者	電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)による免状の交付を受けている者
第一種伝送交換主任技術者 線路主任技術者	電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)による資格者証の交付を受けている者
公認会計士(補)	公認会計士法(昭和23年法律第103号)による登録を受けている者
税理士	税理士法(昭和26年法律第237号)による登録を受けている者
中小企業診断士	中小企業支援法(昭和26年法律第237号)による登録を受けている者
土地区画整理士	土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)による技術検定に合格した者
不動産鑑定士(補)	不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)による不動産鑑定士の登録を受けている者
土地家屋調査士	土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)による土地家屋調査士の登録を受けている者
司法書士	司法書士法(昭和25年法律第197号)による司法書士の登録を受けている者
補償業務管理士(土地調査、土地評価、物件、機械工作物、事業損失、営業・特殊・補償関連)	(一社)日本補償コンサルタント協会の付与する資格を有し、登録を受けている者
土地改良補償業務管理者	(公社)土地改良測量設計技術協会が認定した土地改良補償業務管理者
公共用地取得実務経験者	国、地方公共団体等において、公共用地の取得等に関する実務の経験を10年以上有する者(原則として技術系職員であった者は該当しません)
地籍総合管理技術者	(一社)日本国土調査測量協会の資格を有している者
地籍調査管理技術者 地籍調査管理技術者(補)	(一社)日本国土調査測量協会の資格を有している者
地籍調査担い手技術者	(一社)日本国土調査測量協会の資格を有している者
地籍主任調査員	(公社)全国国土調査協会の資格を有している者

[14 職員数]

申請日時点（業務の追加申請の場合は当初の新規申請時点）において、申請者と「直接的かつ恒常的な雇用関係」にある職員数を、技術職員・事務職員・その他の職員ごとに実人数で記入してください。

なお、技術職員と事務職員等を兼ねている場合は、技術職員として計上してください。

[☆ 申請事務担当者欄]

申請書の作成等を実際に担当した者の所属部課名、氏名、連絡先を記入してください。

また、行政書士等の代理人が作成した場合は、欄外余白に当該代理人の氏名及び連絡先等も併せて記入してください。

9 申請書の添付書類

営業に関し法律上必要とされる登録に関する証明書（写）

- ①直近の「現況報告書」で国土交通省の提出確認印が押印されたもの（写）を提出する業務（「現況報告書」提出後に取得又は更新した業務を除く）については、添付を省略して構いません。
- ②測量業については地方整備局長により証明されたものを、建築士事務所については都道府県知事又は県土整備事務所長等により証明されたものを添付してください。その他の業務については登録証（写）で構いません。
- ③測量業者登録証明書については申請日前6か月以内に交付されたもの、その他の証明書又は登録証については申請日前3ヶ月以内に交付されたものを添付してください。

営業所一覧表（様式第2号）

- ①委任の有無に係わらず設置している営業所全て（単なる連絡所・駐在所等であっても入札及び契約の権限の委任が可能なものは含む）について記入してください。
- ②当該様式に定める内容が全て加味されたものであれば、申請者が独自に作成した様式であっても構いません。

測量等実績調書（様式第3号）

- ①直近の「現況報告書」で国土交通省の提出確認印が押印されたもの（写）を提出する業務（「現況報告書」提出後に取得又は更新した業務を除く）については、添付を省略して構いません。
- ②「測量、地質調査、土木関係建設コンサルタント、建築関係建設コンサルタント、補償コンサルタント、その他」の6つの区分別にそれぞれ作成してください。（申請しない業務については不要です。）
- ③申請日前1年間（又は直前の営業年度）の主な契約（契約期間が翌年度に及ぶものを含む）について、契約金額の大きい順に10件まで記入してください。
- ④「注文者」欄には、発注者（元請工事の場合）又は元請業者（下請工事の場合）を記入してください。
- ⑤「委託請負金額」欄には、消費税及び地方消費税を含めた額を記入してください。

技術者経歴書（様式第4号）

- ①測量、地質調査、土木関係建設コンサルタント、建築関係建設コンサルタント、その他の業務を申請する場合は添付してください。（補償コンサルタント業務を申請する場合は不要ですが、代わりに下記の「補償コンサルタント業務に関する調書」が別途必要となります。）
- ②直近の「現況報告書」で国土交通省の提出確認印が押印されたもの（写）を提出する業務（「現況報告書」提出後に取得又は更新した業務を除く）については、添付を省略して構いません。
- ③「測量、地質調査、土木関係建設コンサルタント、建築関係建設コンサルタント、その他」の5つの区分別にそれぞれ作成してください。（申請しない業務については不要です。）
- ④申請日時点において、申請者と「直接的かつ恒常的な雇用関係」にある技術者について記入してください。
- ⑤「学校の種類」欄には、大学・高等専門学校等の別を記入してください。（学校の名称は不要です。）

- ⑥「法令による免許等」欄には、資格一覧表に掲げる技術者資格の種類を記入してください。
- ⑦「実務経歴」欄には、申請日前2年間（又は直前2年の各営業年度）に担当した主な業務名及び当時の職名を3件まで記入してください。
- ※「実務経験年数」とは、当該業務に実際に携った通算年数であるため、他の業務に従事していた年数は控除します。なお、他の業者における実務経験年数は加算して構いません。
- なお、1か月に満たない期間は1か月として計上してください。

補償コンサルタント業務に関する調書（様式第5号）

補償コンサルタント業務を申請する場合は添付して下さい。

[1、補償コンサルタント登録規程による登録状況]

- ①「登録の有無」欄には、申請する部門種別ごとに、補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第5条に規定する登録の有無について、該当する方を丸で囲んで下さい。
- ②「補償業務管理者」欄には、補償コンサルタント登録規程第3条第1号に規定する、部門種別ごとに専任で配置している管理者の氏名を記入し、さらに同号のイ又はロのいずれか該当する方（総合補償部門においては、同条第1号ただし書きにより該当する方）を丸で囲んで下さい。

[2、主任技術者としての要件を有する者の数]

- ①「業務部門毎に当該業務に関し7年以上の実務経験者数」欄には、各部門種別ごとに、当該業務の実務経験年数が通算7年以上である者の人数を記入して下さい。
- ②「業務部門毎の補償業務管理士数」欄には、各部門種別ごとに、（一社）日本補償コンサルタント協会が付与する当該部門の補償業務管理士資格を有する者の人数を記入して下さい。
- ③「公共用地取得業務経験者数（10年以上）」欄には、国・地方公共団体等において、公共事業用地の取得・補償業務に直接携わった期間が通算して10年以上の者（原則として技術系職員であった者を除く）の人数を記入してください。
- ④この表の各欄に掲げる人数は、後に出てくる[5、補償業務従事者の状況]に記載された者で、それぞれの要件を満たす者の人数と一致します。

[3、補償業務に従事する有資格者の数]

後に出てくる[5、補償業務従事者の状況]に記載された補償業務に従事する者のうち、各欄に掲げる資格等を有する者の人数を記入してください。

[4、業務実績]

「直前1年の邑南町からの受注高」欄及び「直前2か年の年間平均実績高」欄には、当該部門種別について「入札参加資格審査申請書（様式第1号(2/3)）」の「直前1年間の邑南町からの受注高」欄及び「直前2か年の年間平均実績高」欄に記入した額と一致します。

[5、補償業務従事者の状況]

- ① 申請日時点（業務の追加申請の場合は当初の新規申請時点）において、使用人のうち補償業務に従事する者（常時でなくても可）について記入して下さい。
- ② 「法定資格等」欄には、補償業務に関する資格（下表参照）及びこれに準ずる資格を記入して下さい。但し、補償業務管理士の数については、[2、主任技術者としての要件を有する者の数]の「業務部門毎の補償業務管理士数」欄に記入した数と一致します。
- ③ 「補償業務実務経験年数」欄には、部門種別ごとの実務経験年数（但し下記に掲げる公共用地取得業務経験年数は除く）を記入して下さい。なお、7年以上の実務経験年数を有する者の数については、[2、主任技術者としての要件を有する者の数]の「業務部門毎に当該業務に関し7年以上の実務経験者数」欄に記入した数と一致します。
- ④ 「公共用地取得業務経験者」欄には、使用人のうち国・地方公共団体等の公共用地の取得を所管する部署（用地課等）において公共用地取得業務に直接携わった経験を有する者について記入して下さい。なお、経験年数が10年以上の者の数については、[2、主任技術

者としての要件を有する者の状況]の「公共用地取得業務経験者（10年以上）」欄に記入した数と一致します。

※ ③、④の実務経験年月については以下の省略表記により記入して下さい。

<実務経験年月（例）>	→	<省略表記>
1年 1ヶ月	→	1. 1
10年10ヶ月	→	10. 10

建築コンサルタント業務に関する調書（様式第6号）

県外業者については不要です。

建築コンサルタント業務を申請する場合は必ず添付してください。

- ① この調査票は、申請日現在での状況を記入願います。
- ② 希望業種の欄は、他の事務所の協力無しに、貴事務所で設計できる業種について○印を記入して下さい。
- ③ 営業年数は、事務所登録初年度からの通算年数を記入して下さい。
（申請日現在、1年未満切り捨て）
- ④ 担当職種の欄は、該当する職務内容に○印を記入して下さい。
- ⑤ 技術職員の保有する資格等の欄は、1級建築士～建築設備士までは該当する項目に○印を記入し、登録番号等を記入して下さい。（免許証等の写しを添付する必要はありません）
- ⑥ 一級建築士～建築設備士のいずれかの資格を保有していない場合は、資格なしの欄に○印を記入し、設計業務に関する経験年数を記入して下さい。（申請日現在、1年未満切り捨て）
- ⑦ 建築構造士、建築積算資格の欄には該当する項目に○印を記入して下さい。（免許証等の写しを添付する必要はありません）
- ⑧ その他資格の欄には、その他の所有する資格があれば資格名のみ記入して下さい。記入しにくい場合は、適宜欄を広げて下さい。（免許証等の写しを添付する必要はありません）
- ⑨ 建築士法により、管理建築士は他の協同組合事務所の所属建築士としての登録ができません。
- ⑩ 他の協同組合事務所の所属建築士を兼ねる場合は、備考欄に当該協同組合事務所名を記入して下さい。（複数ある場合は、全て記入する）
- ⑪ 協同組合事務所においては、組合員である建築士事務所の一覧表を添付して下さい。
（書式は任意のもので）
- ⑫ 建築士法第24条の6に規定する保険契約等へ加入している場合は「賠償責任保険加入の有無」欄に○印を記入してください。
（加入している場合は、保険の内容が分かるものを添付して下さい。）
- ⑬ E-mail欄には、記入しても良いと思われる方のみ、正確に記入して下さい。必須ではありません。

CPD取得単位数確認資料（様式第7号）

県外業者については不要です。

建築コンサルタント業務を申請する場合で該当がある場合は添付してください。

CPDについては「研修による能力開発」の取得単位数の合計を確認するため、（一社）島根県建築士会で発行する「取得単位数証明書（様式第7号）」を添付（写し可）してください。

（平成28年度から令和2年度の取得単位数）